

芳養保育所 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当所があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 いずみ会
所在地	田辺市高雄3丁目33番1号
電話番号	0739-22-2767
代表者氏名	理事長 平尾 玲子

2 利用施設

施設の種類	保育所
施設の名称	芳養保育所
施設の所在地	田辺市芳養松原1丁目2番22号
連絡先	電話番号 0739-22-3197 FAX 0739-22-3197
管理者	園長 西口 優香
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利用定員	満3歳以上の児童 22人 満1歳以上満3歳未満の児童 15人 満1歳未満の児童 3人
開設年月日	平成4年4月1日
事業所番号	

3 施設の目的・運営方針

当所は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当所は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当所は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当所は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当所における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	2109.03 m ²
	園庭	1313.34 m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート造陸屋根 2階建
	延べ面積	840.96 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	沐浴室あり
ほふく室	1室	
保育室	5室	
遊戯室(ホール)	0室	
調理室	1室	
事務室	1室	移動式ベッドにより医務室兼用

5 職員の設置状況

職種	員数	備考
園長	1人	
主任保育士	1人	
保育士	6人	
栄養士	0人	
調理員	2人	

※ 当所では、「児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準」に定める基準に基づき、上記に記載する員数を上回る職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
園長	8:30~17:00
主任保育士 保育士	早番 (7:30~16:00) 勤務時間帯 普通 (8:30~17:00) 遅番 (10:00~19:00)
栄養士	
調理員	8:30~17:00

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休所となります。

7 保育を提供する時間及び利用時間

当所が保育を提供する時間及び保護者が実際に保育を利用する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分～18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当所との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、7時30分～18時30分までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当所との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、8時30分から16時30分までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分まで又は16時30分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(3) 最終登所時間

保育標準時間認定、保育短時間認定のいずれの認定を受けた場合であっても、最終登所時間は9時となっております。都合によりやむを得ない場合を除き、9時までに登所していただきます。

8 保育を利用する曜日及び時間

保護者が保育を利用する曜日及び時間は、**別紙2**のとおりとします。

9 提供する保育等の内容

当所は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚労告141）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

- (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供
上記7に記載する時間において、保育を提供します。
- (2) 当所で行っている取り組み
2歳児以上：立腰・漢字学習
3歳児以上：百珠そろばん・時計・体育指導
- (3) 送迎
当所では、園児の送迎はしておりません。保護者が責任を持って送迎して下さい。
- (4) 食事の提供
児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時00分頃	14時30分頃	
1歳児	9時30分頃	11時30分頃	14時30分頃	
2歳児	9時30分頃	11時30分頃	14時30分頃	
3歳児	/	12時00分頃	15時頃	
4歳児	/	12時00分頃	15時頃	
5歳児	/	12時00分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

(5) その他

土曜日の保育は、平日（月曜日～金曜日）と同様で、7：30から19：00まで開所しています。保育をご希望の際は、入園時にお知らせ下さい。

なお、保護者の勤務時間等により保育時間内に送り迎えのできない方は、相談して下さい。日曜、祝日、年末年始は休所です。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、**別紙1**に掲げる費用を当所にお支払いいただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

11 利用の終了に関する事項

当所は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

1.2 嘱託医

当所は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	うえはら小児科
医 院 長 名	上原 俊宏 先生
所 在 地	田辺市朝日ヶ丘16-32
電 話 番 号	0739-26-6000

(2) 歯科

医療機関の名称	わだ歯科クリニック
医 院 長 名	和田 茂生 先生
所 在 地	田辺市文里2-32-3
電 話 番 号	0739-81-1188

(3) 眼科

医療機関の名称	山西眼科
医 院 長 名	山西 陽子 先生
所 在 地	田辺市湊1番7号
電 話 番 号	0739-22-1161

1.3 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

1.4 要望・苦情等に関する相談窓口

当所では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当所 ご利用相談窓口	・窓口担当者	園長 西口 優香
	・ご利用時間	8:30～ 18:30
第三者委員	・電話番号	0739-22-3197
	F A X	0739-22-3197
	担当者が不在の場合は、当所職員までお申し出ください。	
	前田 徳正	電話番号 0739-25-3841
	渋谷 勝巳	電話番号 0739-37-0518

※ 当所では、上記のほか、所内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

15 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
園舎の耐火構造	耐火建築物
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 無 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

16 利用者に対する保険の種類・保険事故・保険金額

当所においては、以下の保険に加入していただきます。

保険の種類	災害共済給付制度
保険の内容	当園の管理下で、児童の災害が発生した時に、災害共済給付を行う互助共済制度
保険金額（補償限度額）	「独立行政法人日本スポーツ振興センター」の規定により

17 当所におけるその他の留意事項

喫煙	当所の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

18 その他

当該重要事項説明書に定めるもののほか、入園、利用に当たっての詳細な留意事項等については、別途当所が作成する入園のしおりにおいて提示するものとします。その他、個別の取扱事項については別紙2のとおりとします。

別紙1 利用者負担金

1 全員が対象となるもの 保育の提供に要する実費等

項目	内容, 負担を求める理由及び目的	金額
主食費 (3歳以上)	給食提供時の主食	月額 800円
副食費 (3歳以上)	給食提供時のおかず、おやつ等	月額 4,500円
絵本費	月間絵本 (保育の中で利用後持ち帰り)	月額 460～550円
保護者会費	保護者会運営や園児還元 (PTA保険を含む。)	月額 600円

※副食費は、世帯内容・課税状況によって免除される場合があります。

2 該当者 (利用者) のみ対象となるもの

(1) 時間外保育に係る利用者負担金

ア 保育標準時間認定に係る時間外保育料

- ・18時30分より15分ごとに100円徴収させていただきます。

イ 保育短時間認定に係る時間外保育料

- ・7時30分より8時30分まで15分ごとに100円徴収させていただきます。
- ・16時30分より15分ごとに100円徴収させていただきます。

※ 当所は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。